

令和6年度
公益財団法人さいたま市産業創造財団
サブマネージャー（非常勤職員）募集案内

受付期間 令和6年8月8日（木）から令和6年8月22日（木）

午後5時まで【必着】

応募方法 公益財団法人さいたま市産業創造財団へ郵送（簡易書留郵便）により
お申し込みください。

（書類の提出先及び問い合わせ先）
公益財団法人さいたま市産業創造財団
企画総務課 サブマネージャー採用 係
〒338-0002 さいたま市中央区下落合5丁目4番3号
電話 048-851-6696
HP アドレス <https://www.sozo-saitama.or.jp>
e-mail soumu@sozo-saitama.or.jp

1 職種、募集人数及び職務の概要

(1) 職種及び募集人数 サブマネージャー（非常勤職員） 1名

(2) 職務概要

公益財団法人さいたま市産業創造財団（以下「財団」という。）が行うさいたま医療ものづくり都市構想の推進事業（以下、「本事業」という。）において、本事業プロジェクトマネージャー（以下、「PM」という。）や財団職員の指示のもと、補佐としてプロジェクトの企画・調整及び運営等の業務を行う。

- 1) PMや財団職員と共に本事業全体の企画・調整、運営と進捗管理、また、その補佐
- 2) 医療ものづくり分野におけるマッチングの推進、製品化案件の発掘と推進、他の自治体や機関とのオープンイノベーションの推進
- 3) 財団内やさいたま市、外部の連携機関との連絡、調整を行うとともに共同事業の企画運営
- 4) 展示会や学会の出展の企画、運営

(3) 勤務地 公益財団法人さいたま市産業創造財団
埼玉県さいたま市中央区下落合5丁目4番3号

2 採用期間

採用期間は、令和6年10月1日から令和7年3月31日までとなります。なお、市からの受託の状況（プロジェクトの期間等）及び財団で必要があると認めた場合、契約を更新（最大4回を限度）する場合があります。

3 応募資格

次の要件を満たす方

- (1) 医療ものづくりや製造業支援で5年以上の実務経験及び豊富な知識を有していること。
- (2) 複数事業者等によるプロジェクト等の企画・推進等の実践もしくはその補佐の経験があり、新規参入や事業拡大を実践または補佐できる能力を有していること。
- (3) 本事業遂行に高い意欲を有し、自身の能力発揮や事業の質の向上に意欲的であること。支援企業などからの要望に素早く対応できること。
- (4) 中小企業経営者などへの適切な助言、国内外の大学や機関等の多様な関係者に対して円滑なコミュニケーションができること。また、業務を遂行するために必要な基本的な英語力を有すると尚可。
- (5) 業務を遂行するために必要なPC操作（Word、Excel、e-mail、各種オンライン会議ソフト等）が可能であること。
- (6) 国内外の出張、アテンド業務が可能であること。
- (7) 普通自動車免許を有していること。

4 審査内容等

募集に伴う審査及び合格発表は次のとおり実施します。

(1) 第1次審査（書類審査）

- ア 審査方法 応募書類をもとに、書類審査を実施します。
- イ 合格発表 8月26日（月）を予定しています。応募者全員に通知を発送します。

(2) 第2次審査（面接審査）

- ア 審査方法 第1次審査合格者に対し、面接審査を実施します。
- イ 審査日時 9月2日（月）を予定しています（時間、会場等については第1次審査合格通知書にて通知します。）。

ウ 合格発表 9月3日(火)を予定しています。対象者全員に通知を発送します。

(3) その他

最終合格者は合格発表後速やかに適切な健康診断書を提出するものとします。なおこれに係る費用は財団の負担とします。

※電話等での合否の問い合わせにはお答えできません。

5 応募方法

提出書類	① 履歴書(別紙1) ※財団HPからダウンロードしてください。 ② 職務経歴書(書式自由)	
申込	方法	郵送(簡易書留郵便)により申し込んでください。
	受付期間	令和6年8月8日(木)から 令和6年8月22日(木)午後5時【書類必着】
	提出先	〒338-0002 さいたま市中央区下落合5丁目4番3号 公益財団法人さいたま市産業創造財団 企画総務課 サブマネージャー採用係

※ 応募書類は、必ず**本人がパソコンで作成**してください。また、記載事項の不備や提出された書類に不足等があった場合は、受理できませんので注意してください。

※ 提出された書類は、返却いたしません。

※ 採用が内定した場合でも、受験資格がないことや、提出された書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合には、内定を取り消します。

6 給与・勤務条件等

(1) 給料額

日額 20,000円

この他に通勤手当及び業務に係る旅費が財団規程に基づき支給されます。

賞与・退職金は支給されません。

(2) 給与締切日/支払日

毎月末日/翌月21日

(3) 勤務日数、勤務日及び勤務時間

・勤務日数：月15日(年90日以内)

・勤務日：月の勤務日数の範囲の中で、相談させていただきます。

・勤務時間：原則、9時～17時とします。

(4) 休日及び休暇等

原則として、日曜日、土曜日及び祝日、並びに12月29日から翌年1月3日までの日
年次有給休暇の日数は、財団規程に基づき付与されます。

(5) 社会保険等

法令に基づき、雇用保険が適用されます。

7 審査結果の開示について

この審査の結果については、開示の請求をすることができます（応募者本人に限る。）。

開示請求のできる人	開示内容	請求期間	請求方法
第1次審査不合格者	第1次審査の受験者本人の総合得点、満点、総合順位	それぞれの審査の合格発表日から1ヶ月間	必ず応募者本人が、身分証明書を持参のうえ、さいたま市産業創造財団へ請求してください。
第2次審査不合格者	第2次審査の受験者本人の総合得点、満点、総合順位		

※電話、郵便等による請求はできません。